

令和元年度(平成31年度)「美の滋賀」プロジェクト推進事業(活動推進事業)の募集にかかる質問および回答

更新日: 2019.05.22

No.	受付日	区分	ページ	項目	質問	回答
1	5月21日	募集要項	p.4	4.審査後の手続き (1)審査結果の通知	審査結果はいつ頃わかるのか。	6月下旬から7月上旬に審査結果を通知する予定です。
2	5月21日	募集要項	p.3	I.7.他の助成プログラムへの応募について	「美の滋賀」プロジェクト推進事業(連携発信事業)とは何か。活動推進事業との違いと関係性が知りたい。	「連携発信事業」は、県内で実施される「美の滋賀」づくりに関する取組を取りまとめ、一体的に情報発信することを委託するものです。「活動推進事業」は、いわゆる補助事業です。
3	5月21日	募集要項	p.5	II.3.その他 (3)受託者との連携	「美の滋賀」プロジェクト推進事業(連携発信事業)受託者との連携とは、どのような内容か。	受託者が行う情報発信に必要な写真や映像、資料等の提供に協力いただいたり、成果発表会(イベント)に出席していただきます。
4	5月21日	募集要項	p.2	I.4.補助の対象となる事業 (2)補助の対象としない事業	他団体と共同で事業を企画しており、「共催事業」は補助対象となるか。	共催事業も補助対象となります。申請書に共催先を明記してください。
5	5月21日	募集要項	p.2	I.4.補助の対象となる事業 (2)補助の対象としない事業	事業内で市の補助金等を受ける予定だが、補助の対象となる経費項目を明確に区分すれば問題ないか。(広報チラシのデザイン料、印刷費、郵送費のみを補助対象経費とするなど)	補助対象部分が明確に区分できる場合とは、同一事業内であっても、複数の催しや複数の会場を含むものであって、開催ごとに経費が明確に区分できる場合を言い、経費項目を区分するだけでは対象となりません。
6	5月21日	応募申請書	様式1-2	応募事業の収支予算	共催で事業を実施する場合、共催先が支出する金額、共催先が受ける補助金額等を記載する他に注意点はありますか。	共催先が支出する金額、受ける補助金等も含め、事業全体にかかる経費および収入を記載してください。